

旧国鉄桑名裁判も和解成立

兵庫●鉄道建設・運輸機構が謝罪

旧国鉄鷹取工場に勤務し、腹膜中皮腫で亡くなった桑名義治さんの遺族が、旧国鉄の債権債務を引き継いだ、「鉄道建設・運輸機構」に約6,700万円の損害賠償を求めた訴訟は、3月17日、同機構が原告に謝罪して、約3,600万円を支払うことで和解が成立した。

原告と弁護士・支援団体は、第1回和解協議（1月29日）の内容とその後裁判所から示された和解案を検討し、原告の主張が聞き入れられない場合は和解協議を打ち切り、判決を求める方針を固め、第2回和解協議に臨んだのであった。この日も、たくさんの支援者の方々が裁判所に駆けつけて下さったが、裁判所の和解案と原告側の主張とでは差が大きく、和解の困難さを予想しながら、和解協議の行方を見守っていた。

今回一転して、裁判所が原告の主張に基づいた和解案を示したことにより、和解成立となった。和解内容は、①哀悼の意を表明すると謝罪、②今後の救済に向けて石綿補償制度や石綿健康管理診断制度の周知に努める、③解決金として約3,600万円を支払う、というものである。解決金の金額は、機構からす

で遺族に支払われている業務災害補償金を差し引いたものであるが、和解において裁判所が機構に支払いを求めた総額は約6,300万円であり、原告の請求金額をほぼ認めた完全勝利和解といえる。

旧国鉄のアスベスト被害をめぐっては、昨年末に横浜地裁において大前裁判と小林裁判の和解が成立しており、横浜地裁における闘いが今回の勝利和解につながったといえる。

和解成立後、支援者の方々が待つ「あすてっぷ神戸」に移動して報告集会が行われた。原告と弁護士が温かい拍手で迎えられ、位田弁護士から和解協議の様子と和解にいたる経過について報告があり、「よかった」「よく頑張った」の声が会場中から出されていた。その後、マスコミからの要請で、同じ会場において急遽記者会見も行われ、夕方のテレビニュースや翌日朝刊で原告の晴れやかな喜びの表情を見られた方も多であろう。

桑名裁判の和解成立により、旧国鉄を相手に争った3件の石綿訴訟はすべて解決したこととなる。裁判所は、横浜裁判に続き桑名さんについても死亡慰謝料を2,300万円としたが、これは

同じ中皮腫訴訟の関西保温事件（H17.4.27）の1,500万円をはるかに上回る高い水準を示したこととなる。そして、3件の裁判結果が示したことは、旧国鉄を相手の石綿裁判は勝てるということであり、旧国鉄が支払っている業務災害補償金では損害を償えきれていないということである。

また、旧国鉄における石綿被害遺族に対して、この4月から補償制度が新設され、これまでの補償額に1,000万円が上乗せされ支給されることとなっているが、新制度の1,000万円でも損害の補填としては不十分であることを和解内容は示している。旧国鉄は、この結果を重く受け止め、新制度についても補償内容を再考すべきである。

当日の記者会見で、原告の桑名さんは、「提訴まで迷ったが、このままでは夫が報われないと決意した。夫と娘とで勝ち取った結果。夫が天国から応援してくれたから、ここまで頑張れた。ようやく報われた気がする。今までの人生で一番うれしい日です」と述べた。そして、「同じ時期に同じような仕事をして働いていた人達が大勢いる。今回の経験をもとに、今後はほかの遺族を支える立場で活動したい」との言葉が印象的であった。

2007年8月の提訴から、約1年半での解決となった。これも、弁護を引き受けていただいた位田先生、長部先生、村川先生、吉田先生の力添えと、「旧国鉄におけるアスベスト被害者を支援する会」の会員の皆様の支援の

旧国鉄石綿禍 神戸訴訟和解

桑名さん「天国の夫、仲間に報告」

救済へ意義ある一歩

判決は、原告側が「(心)の他害がある」と主張し、被告側が「(心)の他害はない」と主張していた。判決は、原告側の主張が認められ、被告側は「(心)の他害はない」と主張していた。判決は、原告側の主張が認められ、被告側は「(心)の他害はない」と主張していた。




賜物である。桑名さん、そして横浜裁判の原告である大前さんと小林さんが提訴したことにより、旧国鉄における石綿被害者への裁判における補償水準が確定したといえる。そして、補償内容に問題があるとはいえ、この4月から上積補償制度が新設されたことは裁判の成果であり、今後の被害者の救済に新たな道を開いたことになる。

なにより、娘さんとお母さんの

介護に追われながらも、裁判を闘い抜いた原告の桑名さんには、「ご苦労さまでした」の声をかけたい。桑名裁判は和解というかたちでひとつの区切りを迎えたが、旧国鉄における石綿被害者の掘り起こしと救済は、さらに引き続き課題である。勝利和解をバネに、さらに活動を強める決意である。



(ひょうご労働安全衛生センター)

た。2004年には発熱や息苦しさによる体調不良で地元の病院に入院し、退院後も自宅で酸素を吸うようになっていた。機関区で働いていたあいだ、蒸気機関車の炭じんやボイラー、配管、ブレーキに使われていた石綿を吸ったことが原因だった。

2007年10月、群馬県渋川市で開かれた「アスベスト被害をなくす群馬集会」の相談会に、北村さんは友人に付き添われてやってきた。持参したレントゲンフィルムを専門医に読影してもらったところ、石綿肺の疑いがあることがわかった。

その後東京・ひまわり診療所に通院しながら、2008年4月に国鉄清算事業東日本支部に石綿肺と続発性気管支炎の合併症として業務災害の申請を行った。

国鉄清算事業管理部の担当者、本部の嘱託医からじん肺管理区分の決定申請を行うように指示されているということで、北村さんの石綿肺をすぐに認定しなかった。レントゲン所見や肺

旧国鉄 群馬で初めて認定

群馬●元機関士の石綿肺

2008年10月末、群馬県高崎市にお住まいの北村幸男さん(71歳)は、鉄道建設・運輸機構国鉄清算事業管理部東日本支社より、石綿肺として業務災害認定された。

北村さんは、1958年に旧国鉄

の高崎第一機関区に臨時工として採用され、翌年7月から機関庫手として蒸気機関車の釜の清掃、整備の仕事をした。1965年に機関助手、1973年からはディーゼル機関車の運転士として1987年に退職するまで働い